

第6章 環境影響評価項目の選定等

第6章 環境影響評価項目の選定等

1 環境影響要因の抽出

環境影響評価の調査、予測及び評価にあたっては、事業計画内容と計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮して、事業実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

抽出した環境影響要因は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 環境影響要因の抽出

対象時期	環境影響要因	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		建築物の存在
		計画地内の動線の再整備
	施設の供用	施設の供用
		冷暖房施設等の設置
		駐車場の利用
		施設関連車両の走行

2 環境影響評価項目の選定

「地域環境管理計画」に掲げられている環境影響評価項目のうちから、事業特性と計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を勘案し、抽出した環境影響要因ごとに環境影響評価項目を選定した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関連表は表 6-2 に、選定した理由、または選定しない理由は表 6-3(1)～(8)に示すとおりである。

表 6-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境影響評価項目		環境影響要因			工事中			供用時						
					建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	施設の存在			施設の供用			
								緑の回復育成	建築物の存在	計画地内の動線の再整備	施設の供用	冷暖房施設等の設置	駐車場の利用	施設関連車両の走行
地球環境	温室効果ガス									●				
大 気	大気質	●	●									●	●	●
	悪 臭													
	上記以外の大気環境要素													
水	水 質													
	水 温													
	底 質													
地 盤	地下水位													
	地盤沈下													
	変 状													
土壌汚染	土壌汚染													
騒音・振動・低周波音	騒 音	●	●									●	●	●
	振 動	●	●											●
	低周波音													
廃棄物等	一般廃棄物									●				
	産業廃棄物			●						●				
	建設発生土			●										
水 象	水量・流量・流出量													
	湧 水													
	潮 流													
	上記以外の水環境要素													
生 物	植 物			●										
	動 物			●										
	生態系			●										
緑	緑の質				●									
	緑の量				●									
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場			●						●	●			
歴史的・文化的遺産	歴史的・文化的遺産													
景 観	景観、圧迫感								●					
	日照障害								●					
	テレビ受信障害								●					
構造物の影響	風 害								●					
	コミュニティ施設			●						●				
地域交通	交通安全、交通混雑		●											●
	地域分断													
地形・地質	土砂流出													
	崩 壊													
	斜面安定													
安 全	火災、爆発、化学物質の漏洩等													

注) ●印は選定した項目を示す。

表 6-3(1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由																								
地球環境	温室効果ガス	○	計画地は現在、陸上競技場やアリーナ等の運動施設、緑地や釣池等を有した総合運動公園として利用されている。エネルギーの利用としては、電気・都市ガス等の利用がある。	供用時には、各施設において冷暖房施設等の稼働による、電気・都市ガスの利用があることから、評価項目として選定する。																								
大気	大気質	○	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、大気汚染物質の発生要因としては、駐車場利用による自動車の走行が挙げられる。</p> <p>計画地周辺の一般環境大気測定局（中原測定局）、自動車排出ガス測定局（中原平和公園）における令和3年度の測定結果では、二酸化窒素濃度の評価、浮遊粒子状物質濃度の長期的評価及び短期的評価ともに各測定局で環境基準を達成していた。</p> <p>二酸化窒素 令和3年度測定結果 【単位：ppm】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中原(一般局)</td> <td>0.014</td> <td>0.032</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中原平和公園(自排局)</td> <td>0.015</td> <td>0.033</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>「評価」○：環境基準の達成、×：環境基準の非達成</p> <p>浮遊粒子状物質 令和3年度測定結果 【単位：mg/m³】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中原(一般局)</td> <td>0.012</td> <td>0.026</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中原平和公園(自排局)</td> <td>0.012</td> <td>0.026</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>「評価」○：環境基準の達成、×：環境基準の非達成</p>	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	評価	中原(一般局)	0.014	0.032	○	中原平和公園(自排局)	0.015	0.033	○	測定局	年平均値	日平均値の年間2%除外値	評価	中原(一般局)	0.012	0.026	○	中原平和公園(自排局)	0.012	0.026	○	<p>工事中の建設機械の稼働及び工事車両の走行により発生する窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が、計画地周辺の大気質に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時には、施設利用者の駐車場利用や施設関連車両の走行により発生する窒素酸化物及び粒子状物質が計画地周辺の大気質に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。</p> <p>また、本事業の熱源施設は大気汚染防止法のばい煙発生施設等に該当する設備を導入する可能性がある。そのため、冷暖房施設等の稼働により発生する窒素酸化物が計画地周辺の大気質に影響を及ぼす可能性を考え、評価項目として選定する。</p>
	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	評価																								
	中原(一般局)	0.014	0.032	○																								
中原平和公園(自排局)	0.015	0.033	○																									
測定局	年平均値	日平均値の年間2%除外値	評価																									
中原(一般局)	0.012	0.026	○																									
中原平和公園(自排局)	0.012	0.026	○																									
悪臭	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内及び計画地周辺において、著しい悪臭を発生させる施設等はない。	<p>防水工事にあたっては、施工方法及び使用する材料を検討し、可能な限り悪臭の発生抑制に努める計画であり、著しい悪臭を発生させることはないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>本事業で計画している施設は、スポーツ関連施設、温浴施設、店舗等であり、著しい悪臭を発生させる要因はない。また、飲食店舗等は、脱臭装置を設ける等の対応により臭気の軽減に努める。以上のことから、評価項目として選定しない。</p>																									
	上記以外の大気環境要素	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。計画地内において、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす施設や要因はない。	工事中及び供用時に、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。																								

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 6-3(2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
水	水質	—	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内において、著しい水質汚濁の発生源は存在しない。</p> <p>計画地周辺の水質調査地点である多摩川の田園調布取水堰（上）における令和3年度の生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果は、75%値が1.2mg/Lであり、環境基準（B類型）を達成している。</p> <p>また、計画地内の水域として「釣池」が存在する。</p>	<p>工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等を設置して砂利等を取り除いた上で、既設の公共下水道（雨水管）へ排水する計画である。また、釣池のかいぼり実施にあたっては、関係部局と協議の上、適正な排水に努める。そのため、水質に影響を及ぼすことはないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時の雨水排水、汚水排水は、新設雨水管及び新設汚水管にて既設公共下水道（雨水管、汚水管）へ放流する計画であり、水質に影響を及ぼすことはないと考えられることから評価項目として選定しない。</p>
	水温	—	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内において、公共用水域の水温に影響を及ぼす利用形態はない。</p>	<p>工事中に、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、条例で規定された温度以下で公共下水道（雨水管、汚水管）へ排水する計画である。温浴施設からの排水についても、条例で規定された温度以下で排水する計画である。以上のことから、評価項目として選定しない。</p>
	底質	—	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内において、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はない。</p>	<p>工事中及び供用時に、公共用水域の底質の改変は行わないことから、評価項目として選定しない。</p>
地盤	地下水位	—	<p>計画地周辺の地下水位は、計画地の東南東側約1.6kmにある新城小学校で測定されており、令和3年の年平均水位は、T.P.+6.08m（G.L.-3.15m）である。</p> <p>また、計画地周辺の水準点における年間地盤変動量は、平成30年～令和4年において前年比-6.8mm～+4.8mmである。</p>	<p>工事中の地下掘削にあたっては、止水性や剛性の高い土留壁を構築するなど、地下水位の変化及び地盤の変状を生じさせない工法を選定する計画であること、計画地周辺において地下水位の変化に伴う地盤沈下のおそれはないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時には、温浴施設において地下水の揚水を行う計画であるが、深さ約400mからの汲み上げを計画しており、地下水位への影響はないと考えられることから、評価項目として選定しない。</p>
	地盤沈下	—		
	変状	—		

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 6-3(3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
騒音・振動・低周波音	騒音	○	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、騒音の発生要因としては、駐車場利用による自動車の走行があげられる。</p> <p>計画地周辺の発生要因としては、計画地の南西側を通る府中街道、中原街道や、計画地の北側を通る多摩沿線道路等を走行する自動車の走行騒音・振動などが挙げられる。</p>	<p>工事中には、建設機械の稼働及び工事用車両の走行により発生する騒音は、計画地周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時には、施設関連車両の走行、駐車場の利用及び冷暖房施設の稼働等による騒音の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p>
	振動	○		<p>工事中には、建設機械の稼働及び工事用車両の走行により発生する振動は、計画地周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時には、施設関連車両の走行による振動の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p>
	低周波音	—	<p>計画地及びその周辺に著しい低周波音の発生源は存在しない。</p>	<p>工事中及び供用時に、著しい低周波音を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
土壌汚染	土壌汚染	—	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。</p> <p>なお、計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域はないが、計画地内の野球場が形質変更時要届出区域に指定されている。</p>	<p>計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域はないが、計画地内の野球場が形質変更時要届出区域に指定されている。本事業の実施にあたっては、土壌汚染対策法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に準拠し、手続等を適切に実施する計画である。また、計画地内の既存建物を解体した後に、必要に応じて土壌汚染調査及び対策を実施する予定であることから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時には土壌汚染を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 6-3(4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
廃棄物等	一般廃棄物	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されているため、一般廃棄物が排出されている状況である。	施設の供用により、一般廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。
	産業廃棄物	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されているため、産業廃棄物が排出されている状況である。	工事の実施及び施設の供用により、産業廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。
	建設発生土	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されているため、建設発生土の発生及び搬出はない。	工事の実施により、建設発生土が発生することから、評価項目として選定する。
水象	水量・流量・流出量	—	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。</p> <p>また、計画地内の水域として釣池が存在する。</p> <p>なお、計画地を含む等々力排水区の雨水排水は、全域が分流式のポンプ排水区域となっており、等々力ポンプ場から多摩川へポンプ排水している。</p>	<p>工事中の雨水排水は、既設の公共下水道（雨水管）へ排水する計画であり、公共用水域の水象（水量、流量、流出量）に影響を及ぼすことはないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時の雨水排水は、既設の公共下水道（雨水管）に放流する計画であり、一部の流域は直接放流区域とするが、その他の区域は、釣池に一度貯留・流量調整した後に放流する計画である。また、球技専用スタジアム等の大規模建築物では、雨水貯留槽による雨水流出抑制対策を行う計画である。汚水排水については、既設の公共下水道（汚水管）に放流する計画である。</p> <p>よって、公共用水域の水象（水量、流量、流出量）に影響を及ぼすことはないと考えられることから、評価項目として選定しない。</p>

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 6-3(5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
水象	湧水	—	計画地及びその周辺に湧水は存在しない。	計画地及びその周辺に湧水は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	潮流	—	計画地及びその周辺に海域は存在しない。	計画地及びその周辺に海域は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。 計画地内において、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす施設や要因はない。	工事中及び供用時に、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
生物	植物	○	植物種としては、植栽木を含むクヌギ-コナラ群等が分布しており、動物については、多摩川から計画地へ一部が流入しているものと考えられるが、計画地内のクヌギ-コナラ群集等に生息する鳥類が確認されている。 また、計画地内に存在する釣池には魚類や水生動物が生息し、これらを捕食するカメ類やカエル類、鳥類も確認されている。	工事中には、工事の実施に伴い、動物、植物及び生態系への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 供用時には、まとまった緑地や水辺空間は可能な限り原位置で保全し、新たに樹林系緑地や広場系緑地を整備することで、現況と同様に動植物の生息・生育環境が確保されることから、評価項目として選定しない。
	動物	○		
	生態系	○		
緑	緑の質	○	計画地内には、ふるさとの森、四季園、21世紀の森などのまとまった緑地が存在している。	供用時には、緑地の再整備により、緑の回復育成を図ることから、評価項目として選定する。
	緑の量	○		
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	○	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園であり、人と自然とのふれあい活動の場として利用されている。 計画地最寄りの人と自然とのふれあい活動の場として、市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）をはさんで、計画地の北側の多摩川河川敷に、運動公園「多摩川緑地等々力地区」、「多摩川緑地宮内地区」の広場、多摩川堤防上に「かわさき多摩川ふれあいロード（サイクリングコース）」、河川敷に「岸辺の散策路（多摩川散歩道）」がある。また、多摩川河川敷は、体験型環境学習の場（とどろき水辺の楽校）としても利用されている。	計画地は現在、人と自然とのふれあい活動の場として利用されており、工事中には、利用が制限されることから評価項目として選定する。 供用時には、緑地及び歩行者動線・自動車動線の再整備、施設の供用により、人と自然とのふれあい活動の場への影響が生じることから、評価項目として選定する。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 6-3(6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産	—	<p>計画地周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地の「中原区No.2」や「中原区No.14」等が、指定文化財の「旧原家住宅表門」や「旧原家住宅稲荷社」等がある。</p> <p>計画地内には指定史跡・指定文化財等として「紙本墨図淡彩 仙女図」、「青銅製鱈口（市民ミュージアム）」、「鱈口（春日神社）」等が存在するが、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。</p>	<p>計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、指定史跡・指定文化財が計画地内に存在するが、これらは市民ミュージアム内で保管されているものであり、工事中及び供用時には、保管場所を変更する等の対策を講じることから、評価項目として選定しない。</p>
景観	景観、圧迫感	○	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。</p> <p>計画地内の景観資源は、等々力緑地（公園）、トーマス転炉（文化的遺産）、川崎市市民ミュージアム（文化的施設）が位置付けられている。</p> <p>また、計画地周辺は、中原街道地区が都市景観形成地区に指定されており、計画地のある一帯が、多摩川風致地区に指定されている。</p>	<p>供用時には、球技専用スタジアムの改築、スポーツセンターの再整備等により、建物規模・位置が変化し、景観及び圧迫感に変化が生じることから、評価項目として選定する。</p>
建造物の影響	日照障害	○	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、計画地内には高さ約30mの陸上競技場が存在している。</p>	<p>供用時には、球技専用スタジアムの改築、スポーツセンターの再整備等により、建物規模・位置が変化し、計画地周辺に日照障害を生じさせる可能性があることから、評価項目として選定する。</p>
	テレビ受信障害	○		<p>供用時には、球技専用スタジアムの改築、スポーツセンターの再整備等により、建物規模・位置が変化し、計画地周辺にテレビ受信障害を生じさせる可能性があることから、評価項目として選定する。</p>
	風害	○		<p>供用時には、球技専用スタジアムの改築、スポーツセンターの再整備等により、建物規模・位置が変化し、計画地周辺の風環境に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。</p>

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 6-3(7) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
コミュニティ施設	コミュニティ施設	○	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、市民等の憩い、触れ合いの場としての公園となっている。</p> <p>計画地周辺のコミュニティ施設は、義務教育施設として東側に隣接して西丸子小学校、南側約30mに中原小学校、南西側約50mに宮内中学校等、公園等は、計画地の西側約110mに宮内3丁目公園、南東側約150mに小杉陣屋町中公園等がある。</p>	<p>計画地は現在、コミュニティ施設として利用されており、工事中には、利用が制限されることから評価項目として選定する。</p> <p>供用時には、緑地及び歩行者動線・自動車動線の再整備、施設の供用により、コミュニティ施設の利用へ影響が生じることから、評価項目として選定する。</p>
	交通安全、交通混雑	○	<p>計画地周辺の主要な道路は、計画地の南西側に隣接する国道409号（府中街道）、北側に隣接する市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約200mに県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）等が通っている。</p> <p>計画地近傍に位置する一般国道409号線（地点番号Q10200）、（同Q10210）、主要地方道丸子中山茅ヶ崎（同Q40410）、（同Q40420）及び市道小杉菅線（同Q80130）の平日（昼間）12時間交通量は、それぞれ7,983台、7,724台、8,542台、9,150台、10,246台、12,086台であり、大型車混入率は、それぞれ18.0%、15.6%、7.2%、7.8%、11.9%、24.2%である。</p>	<p>工事中の工事用車両の走行により、計画地周辺の交通安全及び交通混雑に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時については、施設関連車両の走行により、計画地周辺の交通流及び交通安全に影響を及ぼすことが考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>歩行者については、周辺道路の混雑緩和のため、イベント終了時の交通手段の整備等、配慮を図る計画であることから選定しない。</p>
地域交通	地域分断	—		<p>本事業の工事では、道路整備工事及び多摩川への連絡通路設置を実施するが、工事中に長期間通行止めとする計画はないことから、予測・評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、現況と同様に道路の利用が確保されることから、予測・評価項目として選定しない。</p>

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

表 6-3(8) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
地形・地質	土砂流出	—	計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。	<p>工事中には、切土及び盛土を行う計画であるが、土砂流出等の防止、崩壊の防止等のために山留を実施する。また、工事の進捗に応じて仮設沈砂施設を設置し、土砂の流出を防止することから、評価項目として選定しない。</p> <p>また、供用後に土地の改変を行うことはないため、評価項目として選定しない。</p>
	崩壊	—	計画地及び周辺は全体的に平坦な地形となっており、標高は、T.P.+4.5～+10m程度、多摩川の堤防がT.P.+13m程度となっている。計画地内はT.P.+4.5～+8m程度であり、周囲に比べて若干標高が低くなっている。	
	斜面安定	—		
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	—	<p>計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されている。</p> <p>また、計画地周辺は、主に駐車場、店舗、戸建て住宅、中低層の集合住宅であり、事故等により安全に支障を及ぼす可能性のある施設（工場、研究所等）は分布していない。</p>	工事中及び供用時に、計画地周辺の安全に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

3 環境配慮項目

(1) 環境配慮項目の選定

事業計画の内容を勘案して、地域環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）を選定した。

選定した環境配慮項目及びその理由は、表 6-4 に示すとおりである。

表 6-4 環境配慮項目の選定

環境配慮項目	項目の選定	選定理由、または選定しない理由
有害化学物質	—	本事業において、有害化学物質を取り扱う行為や施設設置の計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	—	本事業において、放射性物質を取り扱う行為や施設設置の計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	—	本事業において、人の健康影響が懸念される強い電磁波・電磁界を発生させる施設設置の計画はないことから、環境配慮項目として選定しない。
光害	○	本事業では、球技専用スタジアム、等々力球場等の夜間利用を行う計画があることから、環境配慮項目として選定する。
地震時等の災害	○	本事業では、地震時等の災害発生時の環境配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	○	計画地は緑地としての機能を有しており、生物多様性への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
地球温暖化対策	○	本事業では、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴うエネルギー使用量の削減及び温室効果ガスの排出量の抑制が求められることから、環境配慮項目として選定する。 なお、供用時については、「温室効果ガス」を環境影響評価項目として選定し、環境保全のための措置を検討することから、環境配慮項目としては選定しない。
気候変動の影響への適応	○	本事業では、浸水対策、人工排熱の低減及び人工被覆の改善が求められることから、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	—	本事業では、酸性雨の起因物質を著しく発生させる行為や設備機器等の設置はないことから、環境配慮項目として選定しない。
資源	○	工事中及び供用時において、資源の有効利用への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。

注) ○：選定した項目、—：選定しない項目

(2) 環境配慮方針

選定した環境配慮項目の環境配慮方針は、表 6-5 に示すとおりである。

表 6-5 環境配慮方針

選定した環境配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
光害	—	<ul style="list-style-type: none"> 球技専用スタジアム、等々力球場等の夜間照明については、周辺環境に配慮した照明環境の形成に努める。
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性や防火性に配慮する。 災害時の避難場所及び避難経路を確保するとともに、防災設備を整備する。
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> 緑化計画の策定において、地域の生物多様性に配慮する。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働及び工事用車両の走行による温室効果ガス排出の抑制に努める。 	—
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器の稼働に伴う人工排熱の低減に努める。 水害による浸水被害の抑制に努める。 緑化等により可能な範囲で人工被覆の改善に努める。
資源	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成に貢献するため、工事における建設副産物のリサイクルや再生材料の推進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成に貢献するため、事務所での資源の有効利用に努める。 水資源の有効利用に努める。